

KANSAI統合型リゾート研究会

日時：平成 31 年 3 月 8 日(金) 午前 10 時～11 時 30 分

会場：エル・おおさか 南 7 2 会議室

■あいさつ（南本局長）

- ・ I R 研究会については、平成 29 年 6 月 18 日に再開してから、計 3 回開催し、I R 施設の設置によるメリットを関西全域に波及させ、デメリットを最大限に抑制するため、各委員からそれぞれ専門のお立場から御意見をいただいていたところ。
- ・ 2025 年の大阪・関西万博の開催も決まり、I R 施設ができれば、関西への誘客効果も期待できるところ。
- ・ 本日は、これまでの御議論を踏まえて、いったん報告書として取りまとめるため、事務局において、その骨子案を準備させていただきました。本骨子案について、御意見をいただき、報告書として取りまとめたい。

■国等の動きについて説明（山本参事）

（資料 1）国において、平成 30 年 12 月 19 日から平成 31 年 1 月 18 日まで、全国 9 か所で特定複合観光施設区域整備法に関する説明会を開催。2 月 1 日から 3 月 4 日まで特定複合観光施設区域整備法施行令に係るパブリックコメントを実施

（資料 2）特定複合観光施設区域整備法施行令の概要。I R 施設の基準が主な内容となっており、

- ・ 国際会議場施設及び展示等の M I C E 関連施設について収容人員 1,000 人以上、国際会議場施設全体の収容人員の合計が最大国際会議場収容人員の 2 倍以上。
- ・ 劇場、演劇場、音楽堂などエンターテイメント系施設である魅力増進施設について、都道府県や民間事業者の創意工夫が生かせるよう具体的なコンテンツの内容や発信手法について、都道府県や民間事業者に委ねる。
- ・ 日本各地の観光地への送客施設の基準として、次の 4 つの条件を全てを満たすこと。
 - ①ショーケース機能といわれる観光の魅力や旅行者に必要な情報を V R 等の最新技術を活用して発信すること、②旅行計画提案や手配をするコンシェルジュの機能を持つこと、③これらに関して多言語で発信すること、④十分な施設規模を取ることなどの基準を設けていること。
- ・ 宿泊機施設は、客室の床面積の合計が 10 万㎡以上。
- ・ カジノ行為、いわゆるゲーミングに供される面積は全体の 3 % を上限とすること。
- ・ カジノ事業に関する広告は、国際線が就航する空港や外航クルーズ船等が就航する港湾の旅客ターミナルのうち、外国人旅客が入国手続きを完了するまでの間に滞在できる部分に限定。
- ・ 現金取引報告の対象となる取引は、100 万円を超えるもの。

（資料 5）施行令の内容について、パブリックコメントが実施。

（資料 3）国において I R 関連の新組織を設置するための要求状況。カジノ管理委員会の設置のため、9 5 名の人員を要求。

（資料 4）内閣府から、カジノ管理委員会の設置及び運営について、予算要求。

(資料6) 国において特定複合観光施設区域整備法に係る説明会が開催され、自治体だけでなく、一般事業者も参加が可能であった。大阪では12月20日に開催され、連合からも出席。この中で、カジノ管理委員会を7月に発足するよう準備中であると説明があった。カジノ管理委員会の設置を受けて、基本方針の策定、カジノ管理委員会規則があると考えられる。

(資料7) 法から事務局において抜粋した、施行令に委任する規則とカジノ管理委員会規則に委任するものの一覧。

(資料8) 2017年8月に大阪IR基本構想中間骨子を取りまとめられ、その後の大阪のIR推進会議の意見を踏まえて、2月に公表された基本構想案。

■説明に関する質疑応答

橋爪委員 国の動きが当初予想したよりも、遅れているように思われる。パブリックコメントの取りまとめ状況は公表されるのか。

山本参事 まだ公表されていないが、いずれ公表されるものと思われる。なお、今回の内容がIR施設の内容に関するものであり、デメリットを抑えながら、広域周遊をどう進めるかという観点からは意見を言う内容ではないので、広域連合としては意見を言っていない。

中沼委員 国のスケジュールはどのようになっているのか。

山本参事 国の説明会でも明言されなかったが、少なくとも、全国で設置される3か所は同時並行のタイミングで公平に進められるとお聞きしている。

中沼委員 2025年の万博開催は関係ないのか。

橋爪座長 国の認定が遅れば、大阪のIRの開業予定が、2025年に間に合わなくなる可能性がある。

山本参事 連合の立場からは、万博誘致については、連合として一体となって誘致することを連合議会でも議決し、進めているが、IR施設については、それぞれの構成府県市が誘致するものと考えており、万博誘致とは切り分けて考えている。

橋爪委員 博覧会の開催時期に、隣の敷地でIR施設の工事をするとも考えられる。

小出委員 神奈川県や北海道(苫小牧・釧路)なども選挙公約で表明しているが、3か所とは。

山本参事 国が定めた法律に全国で3か所を上限と明記されている。

小出委員 国が3か所と決めているとすれば、関西で何ができるのか。

山本参事 関西にIR施設が設置された場合という仮定になるが、大阪府・市と和歌山が誘致されている現状があるため、連合としては、IR施設ができた場合に広域的にどう考えるべきかを議論する必要があると考え、研究会を設置しているところ。

檜畑委員 3か所は決まっているが、第2期の募集はあると考えられるのか。

山本参事 法律に上限の部分について、見直し時期について明確に記載がある。

檜畑委員 1期に設置されたIRの状況を見て、次を考えるということか。

小出委員 先日も、長崎県のハウステンボスや宮崎県のシーガイアが国土交通大臣に陳情に行っており、既に次の募集に向けて動いていると思われる。

山本参事 法律に定める見直しの時期に向けて、動いている自治体もあるとは思われるが、我々としては、現時点では、第1期に向けて、関西で2地域が誘致されていることが踏まえなければならぬ事実であると思っている。

橋爪委員 シンガポールではI R施設が整備された最初の10年間は、競争相手を作らせないため、設置しないという方針をとった。議連などでの初期の議論では、最終的には各地方に1か所程度、全国10か所くらいと言われていた。

樫畑委員 第1期、第2期で、I R施設の設置基準の見直しもあるか。

橋爪座長 基準見直しがされる可能性はある。

山本参事 初期に設置したところの公平性もあるであろうし、先行したところの状況を踏まえて、国において議論されると思われる。

橋爪座長 例えば、第2期が10年後とすれば、周りの状況もかなり変わってくるので、求められるものも変わる可能性がある。

樫畑委員 和歌山県でも誘致を表明しているが、M I C E部分は不採算部分であり、カジノ面積が3%に制限されたままであると、遊休施設が増えてしまう可能性がある。

橋爪座長 法律の建付けなので、国会で議論していただくしかない。

山本参事 連合としては、個々の施設の立地の是非については、個々の自治体が判断するところであり、ゲーミングの区域の割合などについては、連合から国に要望するのは難しい内容だと考えている。平成29年に都道府県の自由度が生かせるような制度とすることを国に提案したことが、連合としては限度と考える。

樫畑委員 大きなコンベンション施設がばらばらに設置された場合に、広域連合として使い方を言っていくことは連合の役割と思うが、報告書に盛り込む予定はあるか。

山本参事 報告書の骨子案には、M I C Eにおける連携について盛り込んでおり、具体案については、我々で研究すべき内容と考えている。

橋爪委員 将来的に、どれくらいのM I C E施設の規模が必要かがわからない仮の話なので、詰め切るのは難しい。M I C E誘致に関して、関西の府県市がライバルではあるが、総論として、関西が連携してM I C E誘致に取り組むことは言えるのではないか。

樫畑委員 ドイツやアメリカでは1万人規模のコンベンションは数多くある。将来的には、日本もそうなるかもしれないし、そうならないかもしれない。どう構想するか。

山本参事 京都であれば、国立京都国際会館ではニューホールができて、5千人規模までは収容できるようになったが、1万人規模の国際競争に立ち向かえる規模の施設がない。京都府の立場で言えば、国際会議の誘致は各地域の競争であり、各地域の特色を出して誘致した上で、決まった後は、エクスカッションなどで連携を考えなければならないと言われている。

樫畑委員 ロータリークラブなどの国際会議に出席すると、1万から2万人規模の施設はかなりあることがわかる。その場合、専用施設ではなく、アイスホッケーやバスケットボールのスタジアムを転用している場合も多い。いずれにせよ、この大規模コンベンションの分野は、日本が遅れているところである。関西発で日本の遅れを取り戻すようなことがあってもよい。

小出委員 I Rに関して、国が決めるところで不確定なことが多いが、2025年に大阪・関西万博が開催されることは決まっている。リゾートやコンベンションは各府県の政策として取り組むべきことであると思うが、関西広域連合として、2025年の万博—それがターゲットとして良いかどうかは議論いただくこととして—に向けて、全体でやっていくことと各府県でやっていくことを明確にした方がよいのではないかと考えている。

山本参事 連合の権限は、各府県市の持ち寄り事務という性格があり、連合としてできる事務と、権限を超える部分があるので、連合でできる範囲、範囲を超える部分について、どうするかを整理する必要があると考えており、報告書骨子の中でも記載している。

■報告書骨子について（山本参事）

平成29年7月に本研究会を再開後、計4回の研究会を開催した結果について、まとめている。最初に、広域連合として、広域的に影響が大きいI R施設のメリット、デメリットについて研究する必要があるという思想について記載し、次に今までのI Rをめぐる動き、法の内容、大阪府・市及び和歌山県のI R誘致に向けた動きを記載。次に、昨年度にいただいた中間報告を受け、国に対して提言した内容を記載し、この提言のうち、国の法律に反映されたものを記載。

6ページ中頃から、関西広域連合のI R施設への関与のあり方について記載。関西広域連合は、構成府県市からの持ち寄り事務として、7つの分野を処理している。例えば、観光では、通訳案内士登録などの個別事務があるが、概ね関西全体を対象として誘客するような取組を行っている。それ以外に企画調整事務があり、各構成府県市が歩調を合わせるような、例えば、SDGsや女性活躍に係る取組を担っている。これまで研究会での議論は、観光、精神医療、青少年健全育成、防犯に分類できると思われるが、観光と精神医療については、持ち寄り事務であり、I Rを広域的な観光誘客に活かすという方策、ギャンブル依存症については広域医療の方策として、各分野計画に位置付けて取り組む必要があると考えている。青少年健全育成については、各構成府県市の取組が中心となるが、広域的な効果が上がるように企画調整事務として連携を図っていく必要があるのではないかと考えている。防犯・不法行為については、警察の所管事務であるが、必要な対策を国や警察に求めていく必要がある。その他の持ち寄り事務でない部分については、関西という単位で国に要望を行っていくことになる。広域連合が直接できる部分と他者に要望する部分、構成府県市の取組の連携を図る部分に分かれる。

広域連合の観光分野におけるI R施設を活かす方策としていただいた意見は、広域周遊に向けた取組として送客施設と関西観光本部が連携して関西各地に誘客する取組、MICE施設での連携として、エクスカーション旅行の実施、各地の伝統文化の紹介での連携があった。

デメリット面の抑制として、依存症対策としては、各府県市の取組の共有や、精神保健センターの連絡の構築が考えられるが、徳島県に医療局の事務局があり、医療計画を立てており、その中で依存症について一文が記載されており、医療計画の中に位置付け、取組を進めることができると考えている。

青少年育成については、義務教育、高校教育など各構成府県市の取組の共有が考えられる。

次に、国や立地自治体に求めるものと、I R事業者を求めるとか、国に対して、まだ決まっていないうところに求めるとかが考えられると思っている。

現段階で報告書の取りまとめをするには、国の動きが遅れていることもあり、難しいと思われるので、本日は、事務局が用意した骨子について御意見をいただきたいが、取りまとめについては時間をいただきたいと考えている。

中沼委員 報告書の中で取り上げていない次の点について言及する必要があるのではないかと
思われる。

- ・関西広域連合の事務権限の中にある環境保護の問題
- ・多くの外国人が来ることが予想されることや、埋立地などの立地上の問題から、防災に関する
こと
- ・実施事務ではないが、施設管理関係でテロ対策や事故防止
- ・こうした夢のある話についてはリスク回避に触れられにくいだが、民主的な議論がなかなか
進まないリスク、民設民営ではあるが、周りのインフラ関係から、財政の規律を守ると
いう点（過去に財政の先行きを見ない例があった）
- ・事業者が撤退した場合のリスク回避

こうしたリスクについて、連合として客観的な目で各自治体に言うことが重要ではないか。

橋爪委員 御指摘はもっともであるが、例えばリスクについて記載はないが、I Rだけ特別に基
準を高めるのではなく、他の地域と同じ水準であれば、書かなくても良いことも多いのでは
ないかと思われる。整理が必要。

勝間委員 青少年健全育成について、実際の取組は市町村が中心となる。青少年関係団体（ボー
イスカウト等）と青少年健全育成市町村民会議（青少協）が両輪で動くはずだが、青少協と
は連携しやすいが、関係団体は、それぞれが独立しており、実際には連携が難しい。それを
関西全体で考えると、逆に関係団体との府県間での連携がやりやすくなるのではないかと思
われる。あと、7ページの青少年健全育成の項で「義務教育や高校教育における指導等」と
あるが、社会教育も加えていただきたい。

橋爪座長 万博との相乗効果という点で、万博は2025年だけであるが、I R施設は20年、30
年は継続するもので、むしろ万博の跡地利用が重要であると考え。防犯について、警察へ
の要望とあるが、実際の警備は民間警備会社が行うであろうし、従業員に対する指導は、I
R事業者が行わなければならないので、警察だけではなく、立地自治体やI R事業者が行わ
なければならない違法対策がある。

依存症対策について、カジノはギャンブル依存症の一部であって、他のギャンブル依存症
対策が求められており、公営ギャンブルやパチンコの依存症の対策の財源としてI Rの財源

を充てるのかが問われる。最近ではテレビゲームやネットゲームの依存症が大きな問題となっている。現在の日本の法律ではオンラインのカジノは禁止されているが、オンラインカジノは国境を越えてできるので、その依存症も問題になる。オンラインカジノによる依存症と、I Rに起因する依存症とは本来は別のものだと思うが、制度的に整合性が問われる。

樫畑委員 依存症対策は、この研究会での大きな議論の柱となっているが、パチンコ等を含めてギャンブル依存症を統轄的に認めて、I Rの納付金を財源とできるのであれば、メリットになるのではないかと。それが青少年の健全育成にもつながる。また、納付金は都道府県に収納されるが、人々の生活は自治体に縛られるのではないので、滋賀県や兵庫県など他府県での救済措置に使えないのか、考えないといけないと思う。

田中委員 依存症治療が確立されていて、それと連携できればよいが、確立されていない。例えば、精神病は薬の治療など医療として確立されているが、依存症は、社会との関連があり、勉強を10時間していても依存症とならないが、ゲームだと問題となる。アルコール依存症だと健康に問題がでるが、ギャンブル依存症の人は健康な人が多い。生きていくために必要と思っている人も多い。そうすると、医療か、福祉で扱うか、また、社会での絡みもあり、包括して考えると非常に難しい。依存症の人を社会では認めず、影の部分になっている。対策の大きな一つとして、社会が依存症をどうとらえるかの啓発が必要ではないかと思う。ギャンブル依存症には日本では、十分なエビデンスがない。最近では、競馬もネットででき、自宅でもどこでもできるので、カジノの問題と一緒にするのは乱暴である。カジノでは、依存症防止として、施設的环境を整えることがあり、時計を置くとか、アルコールを置かないとか、電磁波の影響や、騒音の問題とか、借金があれば入場させないとか、滞在時間を制限するとか、ルールを設けるといことが考えられるが、ギャンブルを楽しむ人になると、そういった制限を加えられると楽しめなくなり、依存症対策がイコールギャンブルを楽しむもうとする人の邪魔になる面があり、どうかと思われるところである。

橋爪座長 家族が申請すれば入場制限したり、1月当たりの入場回数の制限があるが、日本人だけで、外国人には制限がかかっておらず、そこが問題という人もいる。

I Rの納付金を県域を越えてという点については、法律上は、設置委員会が決めれば可能である。広域連合では、どう考えているか。

山本参事 連合の意見は、構成府県市の総意で決めなければならない。納付金は、立地府県に行く分と、国に行く分があって、国の分については、その使い途は地方で取り組まなければならないことが大部分だと思うので、周辺自治体に回すべきではないかと言っている。

小出委員 この研究会ができたこと自体に意味があり、逆に権限がないので、国に自由に提言していけばよいのではないかと。2021年に開催される関西マスターズでは、2017年に概要が決まり、2018年に構成府県市におろされ、2019年に各市ごとに実行委員会が作られ、連携も

情報もない中で進められている。しかし、IRについては、この研究会があるので、国庫納付金が15%、都道府県15%というところなどは意見を言う余地がないが、研究会で議論すべきは、連携して取り組む依存症や福祉の問題。それと、各関西広域連合の構成府県市がこれから組織を、全体で作るのか、各県単位で作るのかわからないが、さらに深掘りしていくことが必要ではないか。私はDMOから出ているが、DMOのプロでもなく、深掘りするのは難しい。深掘りするには、具体的に大阪を中心に出てくる。今後のスケジュールの中で、広域連合をプラットフォームとするならば、プラットフォームを利用したこれからのアライアンスを明確に提言した方がよいのではないかと。メリハリをつけていただきたい。

中沼委員 違法ギャンブルの件について、警察関係者では、IRができることによって、違法ギャンブルに行っていた客がIRに吸収され、違法ギャンブルが減少するという見方と、IRができることによって、IRにあこがれる人が入れなかった時に違法ギャンブルに行くため、増えるという見方がある。治安関係者で見通しを立てられていない点は懸念するところである。また、取り締まりの実施機関は都道府県であっても、法律に基づくので、危険ドラッグや児童ポルノと同じように範囲を広げたり、強化するのは、国しかできないので、IRができることによっての違法ギャンブルの動向を見極めて、言っていないといけない。

田中委員 違法ギャンブルに関して、臨床の現場で、依存症の人は借金まみれの場合が多く、そういう人を狙ってさらに借金させる貧困ビジネスにつながっているケースもある。警察などが取り締まりを強くすればするほど、そういうものが沈んでしまう危険性がある。危険ドラッグは入手しやすかったのも、それを取り締まったことで、病院に来る人が激減し、効果はあったといえるが、もともと覚せい剤を使用していた人が危険ドラッグを使用していたので、覚せい剤に戻っただけという面もあり、取り締まりに限界を感じる。

小出委員 IRは、海外からも人を集められるもので、大きな経済的なインパクトと多くの人に仕事を提供できる機会になる。2025年の万博は1年限りであり、10年、20年続く話であるので、もう少し先を見越した提案をする方が良いと思う。

山本参事 本日、示唆に富んだ意見をいただき、広域連合の7つの分野、また、それ以外にまたがる点についての意見もいただいた。教育面、青少年育成についても社会教育の必要性について指摘をいただき、依存症対策についても専門的な見地からご意見をいただいた。最後に小出委員からいただいた意見についても、観光当局の立場からすれば、DMOを含めた全体的なアライアンスの部分についても役割を投げかけていただいたと考えており、IRというところを超えて、今でもMICEとの連携が課題となっているので、IR研究会でできる部分、それを超えて、我々で考えなければならない部分に分けて考えたい。

委員からいただいた意見、国や関西の動きを見ながら、最終の報告書にまとめたいと考えており、もう少し、お付き合いをいただきたいと考えている。個別に報告書を考える中でご意見をお伺いすることがあると思うが、よろしく願います。